

# 岩手県民会館 ホールの利用料金

【単位:円】 (消費税及び地方消費税を含む)

令和元年10月1日 改定

区分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分から 21時30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで		
大ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	28,210	41,130	55,240	69,340	96,370	124,580	
		その他の日	24,310	35,920	43,630	60,230	79,550	103,860	
	入場料を徴収する場合	1～999円	土曜日及び休日	39,080	59,370	72,930	98,450	132,300	171,380
			その他の日	33,740	48,550	60,740	82,290	109,290	143,030
		1,000～2,999円	土曜日及び休日	53,840	73,420	94,560	127,260	167,980	221,820
			その他の日	42,500	62,210	76,410	104,710	138,620	181,120
		3,000～4,999円	土曜日及び休日	67,860	95,600	121,770	163,460	217,370	285,230
			その他の日	55,480	80,100	101,720	135,580	181,820	237,300
	5,000円～	土曜日及び休日	83,100	121,640	151,470	204,740	273,110	356,210	
		その他の日	69,810	100,020	126,340	169,830	226,360	296,170	
	中ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	12,150	19,320	21,920	31,470	41,240	53,390
			その他の日	10,640	14,660	19,320	25,300	33,980	44,620
入場料を徴収する場合		1～499円	土曜日及び休日	14,130	23,030	28,370	37,160	51,400	65,530
			その他の日	12,770	20,280	24,170	33,050	44,450	57,220
		500～999円	土曜日及び休日	16,110	25,320	31,050	41,430	56,370	72,480
			その他の日	13,370	22,680	26,740	36,050	49,420	62,790
		1,000～1,999円	土曜日及び休日	21,490	29,180	38,550	50,670	67,730	89,220
			その他の日	17,580	26,310	30,860	43,890	57,170	74,750
2,000円～		土曜日及び休日	23,180	30,860	39,980	54,040	70,840	94,020	
		その他の日	17,580	27,610	32,430	45,190	60,040	77,620	

- 備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
  - 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日並びに1月2日及び3日をいう。
  - 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホールについては5,000円以上の入場料を徴収する場合、中ホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
  - 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。(ただし、当該使用時間を超える時間の使用には適用しない。)
  - 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合には9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
  - この表に定める時間以外の時間に使用する場合(6の場合を除く。)は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。
  - 大ホールにおいて1階客席のみを使用して公演を行う場合は、その公演に係る利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。(ただし、当初申請時に申込みがあった場合のみ適用し、準備、撤去においての使用及び当該使用時間を超える時間の使用には適用しない。)
  - 専ら練習のために使用する場合であって、その使用日の3箇月前から受け付けた申請のうち、県民会館でその練習に係る催しを別の日に行う場合にあっては、5により算出した利用料金の額の50パーセントに相当する額とし、県民会館以外で当該催しを行う場合にあっては、5により算出した利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
  - この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

# 岩手県民会館 ホール以外の施設の利用料金

【単位:円】 (消費税及び地方消費税を含む)

令和元年10月1日 改定

区分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分から 21時30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで
第一展示室	入場料を徴収しない場合	2,190	3,330	3,980	5,520	7,310	9,500
	入場料を徴収する場合	1～999円	3,450	5,260	6,260	8,710	11,520
		1,000円～	4,830	7,320	8,760	12,150	16,080
第二展示室	入場料を徴収しない場合	6,940	10,150	12,590	17,090	22,740	29,680
	入場料を徴収する場合	1～999円	10,920	15,980	19,820	26,900	35,800
		1,000円～	15,240	22,330	27,700	37,570	50,030
第1会議室(66人)		2,630	3,550	4,460	6,180	8,010	10,640
第2会議室(72人)		3,240	4,630	5,550	7,870	10,180	13,420
第3会議室(30人)		2,150	2,630	2,910	4,780	5,540	7,690
第4会議室(24人)		1,840	2,470	2,750	4,310	5,220	7,060
第5会議室(16人)		2,150	2,750	3,390	4,900	6,140	8,290
講師控室(5人)		400	540	540	940	1,080	1,480
第1和室(20人)		1,460	2,470	3,240	3,930	5,710	7,170
第2和室(20人)		1,460	2,470	3,240	3,930	5,710	7,170
特別室(5人)		1,370	1,800	2,070	3,170	3,870	5,240
ミーティングルーム(30人)		2,650	3,500	4,010	6,150	7,510	10,160
リハーサル室(60人)		2,630	3,550	4,460	6,180	8,010	10,640
大ホール用	第1楽屋(50人)	1,840	2,630	3,240	4,470	5,870	7,710
	第2楽屋(30人)	1,260	2,150	2,310	3,410	4,460	5,720
	第3楽屋(4人)	540	720	960	1,260	1,680	2,220
	第4楽屋(4人)	540	720	960	1,260	1,680	2,220
中ホール用	第1楽屋(4人)	480	540	650	1,020	1,190	1,670
	第2楽屋(30人)	1,130	1,460	1,840	2,590	3,300	4,430
	第3楽屋(15人)	720	960	1,130	1,680	2,090	2,810
第1主催者控室(第1展示室)		400	720	720	1,120	1,440	1,840
第2主催者控室(第2展示室)		400	720	720	1,120	1,440	1,840
第3主催者控室(中ホール)		400	720	720	1,120	1,440	1,840
第4主催者控室(大ホール)		400	720	720	1,120	1,440	1,840
第1～4シャワー室		480	480	480	960	960	1,440
第1・2浴室		1,130	1,130	1,130	2,260	2,260	3,390

- 備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
  - 展示室を、入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
  - 展示室を、専ら準備若しくは撤去のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。(ただし、当該使用時間を超える時間の使用には適用しない。)
  - 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合には9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
  - この表に定める時間以外の時間に使用する場合(5の場合を除く。)は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。
  - この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。